

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

テスト・マーケティング研究（1）…………… 陸 正（1）

合意形成と社会的正当化の根拠…………… 藤 川 吉 美（27）

クローン人間禁止法の政治課程
—生命倫理問題の決定の選択肢を探る—…………… 田 村 充 代（53）

研究ノート

厚生年金制度の抜本的改革…………… 石 山 嘉 英（71）

抄録…………… （85）